

弁護士法人
畑中鐵丸法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館18階
TEL 03-3217-1031(代表) FAX 03-3217-1032
<http://www.tetsumaru.com>



Tetsumaru Hatanaka Firm
LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION

MARUNOUCHI TRUST TOWER NORTH 18F
1-8-1, MARUNOUCHI, CHIYODA-KU
T O K Y O , 1 0 0 - 0 0 0 5 J A P A N
PHONE +81-3-3217-1031 FACSIMILE +81-3-3217-1032
<http://www.tetsumaru.com>

弁護士法人畑中鐵丸法律事務所 法務レスキューサービス 利用規約

第一章 規約総則

第1条 (適用範囲)

弁護士法人畑中鐵丸法律事務所（以下「当法人」といいます）は、法務レスキューサービスを委託した顧問先会社・法人（以下「クライアント」といいます）に対して、本規約に従い、WEBサイト上における役職員個人に対する法律相談窓口の設置及び当該窓口への相談申込にかかる初回法律相談（初回の30分のみ無料とする）の実施並びに業務報告のサービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。当法人が受託する本サービスは、クライアントに所属する役員、従業員、一事雇用の者及び派遣職員等（以下「役職員等」といいます）が実名により相談申込を行ったもののうち、クライアント内において発生した法令、定款、就業規則その他の社内規定に反する事実、その他クライアント企業内の不祥事に関連する相談申込及びクライアントを相手方とする相談申込を除いたもの（以下「個人法律相談」といいます）を対象とします。ただし、本サービスが行う個人法律相談への対応内容は、相談申込を行った役職員等（以下「相談者」といいます）の初回法律相談を実施することに尽きるものであり、いかなる意味ないし文脈においても、当該個人法律相談に係る案件に関し、相談申込を受けた当法人ないし当法人所属の弁護士あるいはスタッフ弁護士（以下「当法人等」といいます）が、その後の法律相談もしくは事案の受任を確約するものではありません。また、クライアントを含め、何人も、当法人等に対し、相談者に係るあらゆる個人情報及び個人法律相談の内容の開示を求めることはできず、当法人等は、クライアントに対し、いかなる意味ないし文脈においても、これらを報告する義務を負いません。なお、具体的な本サービスの利用に関する内部規程は、当法人が別途指定する内部規程を、当法人の指示に基づき、クライアントの責任において整備（クライアント内における決議、役職員等への公表等の措置を含む）するものとします。

第2条 (規約の規律範囲)

第1項 本規約は、当法人とクライアント、当法人と役職員等との間における、本サービス及びこれに関連する法律関係を定めるものとし、クライアントは、当法人に対する本サービス申込にあたって、本規約に定められたことを全て自ら遵守し、さらに役職員等に対して遵守させなければなりません。

第2項 本規約において、クライアント及び役職員等が当法人に対しても一定の義務を負うべきことを定めることがあります。クライアント及び役職員等は、当該義務を誠実に遵守しなければなりません。

第二章 本サービス契約総則

第一款 クライアントの種別・クライアントの資格

第3条 (クライアントの種類)

クライアントは、その役職員等の員数に応じ、それぞれ異なる契約料及び月額利用料を当法人にお支払いいただきますが、契約料の多寡にかかわらず、原則として、本サービス内容に種別は設けないものとします。ただし、クライアントの要望に応じ、IDカードや受付窓口をクライアントが定める独自仕様に変更する場合や電話サポートを強化する場合、その限りにおいて別途協議による費用負担の下、特定クライアントに対して特定のサービスを付加することがあります。

第4条 (クライアント資格)

クライアントは本規約その他の細則もしくは法律の規定等に基づいてクライアントたる地位（以下、「クライアントステータス」という）を喪失しない限り継続するものとし、クライアントステータスを有するクライアント及び当該クライアント所属の役職員等は、本規約に基づく権利を有し、義務を負います。

第二款 クライアント及び役職員等の個人情報の取扱等

第5条 (個人情報の保護)

当法人は、個人情報を次の目的のために利用するよう努めます。

- (1) 本サービスの提供。
- (2) 個々のクライアントに有益と判断されるべき、本サービスに付随関連する情報の提供。

第6条 (クライアント情報の開示)

当法人は、クライアント及び役職員等の承諾なしに他の第三者に情報の提供をしないこととしますが、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではないものとします（以下、下記各号に基づく開示措置を「開示措置」といいます）。

- (1) 刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく処分が行なわれたとき。
- (2) 警察・検察当局、税務当局、その他の行政当局、弁護士会、裁判所等の法律上照会権を有するものから、照会協力拒否に対して刑事罰または行政上の不利益処分の適用がある旨教示されて、照会を受けたとき。

第三款 クラアインツステータス

第7条 (クラアインツステータスの譲渡の禁止)

クライアントは、クラアインツステータス、本規約上の地位または本利用規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡や担保設定等の処分を行なってはならないものとします。

第8条 (解除、資格停止)

第1項 当法人は、クライアント及び役職員等が次の事項のいずれかに該当すると認めた場合、何らの通知・催促なく、当該クライアントに対して、クラアインツステータスの6ヶ月以内の期間停止、あるいは契約解除することができます。

- (1) 当法人の経済的もしくは社会的信用を著しく傷つけた場合。
- (2) 申込書もしくは申込事項変更届出書への虚偽記載、本規約上の義務違反、又は公序良俗に反する行為、当法人と同業者に対して当法人の営業上の秘密を漏洩した場合、その他本サービスの利用者としてふさわしく

ない行為があった場合。

(3) 法人については、解散、破産、民事再生又は会社更生手続を申立て、あるいは各手続のいずれかが申立てられた場合。

(4) クライアントに対する租税滞納処分、差押、仮差押等の申立てがあったとき。

(5) 手形不渡りもしくは手形交換所での取引が停止されたとき。

(6) 当法人からの通知が到達しなかったとき、もしくは当法人が居所不明と判断したとき。

(7) 諸会費その他の料金等の支払を当法人が定める期間、一回でも遅滞した場合。

(8) 本規約、その他の当法人が定める細則に違反した場合。

(9) クライアントが競業行為を行ったとき、あるいは当法人と競合する会社もしくは事業の運営に積極的に関与したとき。クライアントが当法人の利益を害う目的で、競業その他の行為を行ったとき、あるいは行おうとしたとき。

(10) その他、前各号に準ずべき事情により、当法人に対し、迷惑もしくは損害を与えた場合。

第2項 退会その他の事情によりもしくはクライアント及び役職員等と当法人との合意その他の理由により、本サービス契約が解除された場合、クライアントが当法人に対して負担する一切の債務については、当法人からの通知・催告なく、当然に利益の期限を喪失するものとし、クライアントは直ちに未払債務の全額を当法人に対して支払うものとします。

第3項 クライアントの資格停止があった場合、当該資格停止期間中、当法人は、クライアント及び役職員等に対して、一切のサービス提供を免れますが、クライアントは、本サービス料の支払を免れません。

第三章 本サービス契約

第一款 クライアントとの本サービス契約の締結

第9条 (契約単位)

当法人は、クライアント毎に1つの利用契約を締結します。クライアントがグループ企業等の場合であっても、1法人あたり1利用契約を締結いただきます。

第10条 (サービス契約の申込と成立)

第1項 本サービスの利用契約の申込は、クライアントが本規約を事前に理解・認識の上、その内容すべてに同意し、当法人が定める方法により、当法人に対して行なうものとします。

尚、次の各号の一に該当する場合は、当法人は、契約を承諾しないことがあります。

(1) 本サービス申込書に記載する内容の全てに同意しないとき。

(2) 本サービス申込に際し記載した申込書に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。

(3) その他の理由により(申込人の属性等の要素を含むが、これに限らない)、申込人との契約締結が、当法人の事業にとって、有害であることが認められるとき。

第2項 申込者は、本申込発信後、当法人の書面による承諾する場合を除き、申込を撤回することができません。

第11条 (本サービス契約内容の変更等)

第1項 クライアントは、住所・会社名の変更等で、本サービス契約申込時に当法人に届けた内容に変更があった場合は、速やかにその旨を当法人所定の方法により届出るものとします。

第2項 当法人は、当法人が必要と判断したときはクライアントに前項に定める変更内容を証する書類等の提示を求めることができるものとします。変更された内容が事実と異なることが判明した場合、当法人は、クライアントに対して、資格停止もしくは解除等の措置を講じることができるものとします。

第二款 当法人の義務及び責任

第12条 (サービスの提供)

クライアントが本サービスを利用するには、本規約に基づき契約申込を行って、当法人の承諾を得て、クライアントステータスを得なければなりません。

第13条 (本サービス内容の変更)

当法人は、クライアントの承諾を得ずして、本サービスの変更、あるいはサービスの追加をすることがありますが、クライアント及び役職員等はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第14条 (サービス提供の中断・停止・中止等)

第1項 電話回線、電気通信サービス提供業者が提供する電気通信サービスにおいて、以下の各場合において、当法人からの事前の告知がなく、通話の途切れ、Eメールの受信が困難あるいは不可能となる等、本サービスが正常に利用できなくなること（以下、当該事態を「本サービスの中断・停止・中止」といいます）がありますが、クライアント及び役職員等はこの事態をあらかじめ了承するものとし、これに伴う当法人への一切の損害賠償請求権を予め放棄するものとします。

- (1) 回線の著しい輻輳もしくはその他の予期せぬ事情により本サービスに支障が生じた場合
- (2) 機能維持の為に電気通信機器の保守・点検、電気通信設備の設置、改修等の工事上必要な場合
- (3) 何らかの事情により、当法人が利用するその他の電気通信サービス提供業者との接続が停止または制限された場合
- (4) 天災、事変等の非常事態の発生、もしくは発生のおそれがあり、電気通信事業法第8条に定める重要通信の確保の必要がある場合
- (5) その他、当法人もしくはその他の電気通信サービス提供業者が、当法人が営業上または事業上、本サービスの中断・停止・中止が必要と判断し、当該措置を講じた場合

第2項 当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部を停止することができるものとしますが、クライアント及び役職員等はこの事態をあらかじめ包括的に了承するものとし、これに伴う当法人への一切の損害賠償請求権を予め放棄するものとします。

- (1) 本サービスを提供するために必要な当法人の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧が困難な状況になったとき。
- (2) 当法人またはその他の電気通信サービス提供業者の提供する電気通信サービスの全部または一部が廃止されたとき。
- (3) 当法人が利用するその他の電気通信サービス提供業者との契約の期間満了、解除またはその他の事由により終了したとき。
- (4) 前各号の他、当法人が、技術上、営業上、もしくは事業上、サービス停止措置が必要と判断したとき。

第三款 本サービスに関する当法人の免責及び責任制限

第15条 (事案記録の保管年限)

クライアントは、本サービスにかかる事案の記録については、当法人は、原則として、通報受理後2年間保存するものとしませんが、当該保存年限経過後は、責任をもって記録を廃棄するものとしします。

第四款 クライアント及び役職員等の義務及び責任

第16条 (利用料金の支払い)

第1項 クライアントは、本サービスの利用に際しては、当法人が定めるサービス利用料金（契約料及び毎月各前月末日限りお支払いいただくべき月額利用料）を別途支払うものとしします。

第2項 利用料金の支払方法は専用払込用紙による銀行での払込及び口座振替があります。

第3項 クライアントの利用料金払込後については、当法人は、理由の如何を問わず、クライアントに対する返金一切を拒否することができるものとしします。

第17条 (禁止事項等)

本サービス利用にあたり、クライアント及び役職員等は、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとし、これに違反した場合、当法人、違反クライアントに対し、本規約及びこれに基づき定められた細則に基づき、解除もしくは資格停止等の適宜の処分をなしうるものとしします。

- (1) 事実と反する情報の表示する行為もしくは、第三者になりすまし情報を表示する行為。
- (2) 公序良俗に違反する行為。
- (3) その他当法人が不適切と判断する行為。

第18条 (損害賠償)

クライアント及び役職員等が本規約または本規約に基づき定められるべき細則の一に違反する行為、又は不正もしくは違法な行為により当法人に損害を与えた場合は、当該クライアント及び役職員等は当法人に対して、当法人の証明にかかる実損害（弁護士費用を含む）一切を、当法人の何らの通知・催告を要せず、直ちにかつ当然に支払うべき義務を負います。

第五款 本サービス契約の終了

第19条 (サービス期間、クライアントからの契約の解約)

本サービス期間は1年間とし、終了1カ月前までにクライアントから解約の申し入れがない限り、さらに1年間更新するものとし、その後も同様としします。

第四章 雑則

第20条 (細則)

本規約に定めのない事項、及び本規約の定める事項の遂行について必要かつ合理的な場合には、当法人は細則を定めることができ、クライアントは当該細則に従い、役職員等をして当該細則に従わしめるべき義務を負います。

第 21 条 (改正)

クライアント及び役職員等は、合理的な範囲で、当法人が、本規約の改正、変更を行う場合あることを了承します。

第 22 条 (通知・連絡等)

第 1 項 当法人は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当法人が適当であると判断する方法により、クライアント及び役職員等へ随時必要な事項の通知・連絡（前 2 条の細則の制定もしくは本規約の改正、変更を含む）等を行うものとします。

第 2 項 当法人からの別異の告知がない限り、クライアント及び役職員等への通知・連絡等の効力（前 2 条の細則の制定もしくは本規約の改正、変更を含む）は、当法人ホームページへ掲載したときはその掲載から 24 時間経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当該通知・連絡等を発信したときに、それぞれ当然にその効力が生じるものとします。

第 23 条 (第三者への委託)

当法人は、本規約に基づく当法人の業務の全部もしくは一部を第三者に委託することができるものとします。

第 24 条 (著作権等の保護)

クライアント及び役職員等は、本サービスについて当法人が提供する情報の全てもしくはその一部が、当法人もしくは当該情報を提供した第三者に帰属することを確認するとともに、本サービスから提供される情報の全ては自己使用を目的としたものに限り利用できるものとし、その他の目的で本サービスから提供される情報を使用もしくは第三者への情報提供等をしてはならないものとします。

第 25 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されます。

第 26 条 (協議)

本規約の運用についてクライアント及び役職員等と当法人の間で紛争が生じたときは、クライアント及び役職員等と当法人の間で誠意を持って協議し、解決するものとします。

第 27 条 (仲裁条項)

本規約からまたは本規約に関連して、当法人とクライアントとの間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に同協会選定にかかる仲裁人により、東京都において非公開仲裁により最終的に解決されるものとします。

上記選定にかかる仲裁人によりなされた判断は最終的であり、当事者を拘束するものとします。

当法人及びクライアントは、仲裁人の行った判断に従い、異議を述べないものとします。

以上

(施行・改正等の履歴の表示)

平成 19 年 10 月 1 日制定

平成 19 年 10 月 1 日施行